



令和 年度 容器包装利用・製造等実態調査

本調査の結果は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化義務量の算定に必要な量、比率等を主務大臣が定める際の基礎資料以外の目的には使用いたしません。
また、この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

Sample

郵送されてきた調査票に記入されている番号（1桁＋6桁）をご記入下さい。

政府統計

（秘） 容器包装利用・製造等実態調査票

農林水産省・経済産業省

◆一般注意

- 本調査は、特定事業者の再商品化義務量、業種別の負担割合等について定めるための基礎情報を得る調査です。**皆様にご協力いただけない場合、算出結果が実態と乖離した形となり、各事業者の再商品化義務量も実態と異なる形になってしまうおそれがありますので、ご協力をお願いいたします。**
- 調査票は、事業所（工場等）ごとではなく**企業単位**でご回答ください（農業事業体等は業体単位でご回答ください）。
- 数値記入の質問は、すべて**令和 年度の実績**（出ない場合は直近年度の実績）を記入してください。
- 本調査へは、**（公財）日本容器包装リサイクル協会の再商品化委託申込を行われた方もご回答ください**（詳細は『Q&A集』のQ2をご参照ください）。

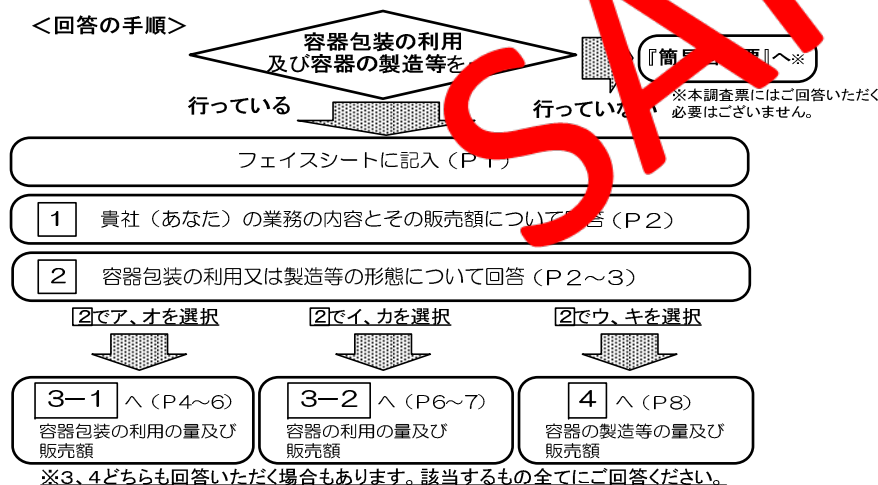
○本調査において「**容器包装**」とは、以下のa)～d)に示す容器や包装を指します。

- ガラスびん
- ペットボトル（食料品（乳飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品等）用、清涼飲料用、酒類用）
- 紙製容器包装（主として紙製の箱、袋、カップ、包装紙などを指します。ただし、段ボールと紙パック（アルミの利用されていないもの）は除きます）
- プラスチック製容器包装（主としてプラスチック製の箱、ボトル、カップ、袋などを指します。ただし、上記b)のペットボトルは除きます）

○容器包装の「**利用**」、容器の「**製造等**」とは、それぞれ以下の①～③を指します。

- （利 用）①商品を容器に入れたり、包装で包んだりすること、②容器に入れられたり、包装で包まれた商品を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること
- （製造等）①容器を製造すること、②容器を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること
- ※詳細は『記入上の注意』P2の2（2）～（3）（委託についてはP8）をご確認ください。

<回答の手順>



◎別紙『**記入上の注意**』をよくお読みの上、以下の問いにお答えください。

問 貴社（あなた）の業務において、容器包装の利用、容器の製造等を行っていませんか。

☐ 行っている	☐ 行っていない
本票にご回答ください。	簡易回答票にご回答ください。 (本票への回答は不要です)
フェイスシート	※営んでいる業務において容器包装の利用及び製造等をまったく行っていない場合でも、『簡易回答票』に記入の上、ご返送ください。

貴社名：	
法人番号：	
連 絡 先	部署名：
住 所：	〒 ー
電 話：	
メールアドレス：	

※本調査票の送付先と異なる場合はご記入ください

※ご担当者様に連絡が可能な番号をご記入ください

1. 令和 年3月末時点での従業員数	☐ a. 5人以下 ☐ b. 6人以上 20人以下 ☐ c. 21人以上	a.～c.の該当するもの1つを選択し
2. 令和 年度 総販売額	☐ ア. 7千万円以下 ☐ イ. 7千万円超 2億4千万円以下 ☐ ウ. 2億4千万円超	ア.～ウ.の該当するもの1つを選択してください。

※『記入上の注意』P1参照

※『記入上の注意』P2参照

1 貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について

◎貴社（あなた）の業務の内容としてあてはまる**すべての業務の番号を選択し、業務ごとに令和 年度（事業年度）の販売額**を記入して下さい。

- ・業務は日本標準産業分類に準じます。
- ・主たる業務だけでなく、あてはまるすべての業務の販売額を記入し

- ・金額は、百万円未満を四捨五入して、「百万円」まで記入してください。
- ・販売額とは各業の売上高を意味し、農業にあてはまる場合は農産物販売額、漁業にあてはまる場合は漁獲物販売額、林業にあてはまる場合は林産物販売額、製造業にあてはまる場合は製造品出荷額、卸売業及び小売業にあてはまる場合は商品販売額を、それぞれ記入してください。
- ・販売額には、消費税を含めた額を記入してください。
- ・為替レートは決算時のものを使用してください。

業 務	令和 年度販売額（百万円）									
I. 農林業としての販売額		兆					億			百万円
II. 漁業としての販売額		兆					億			百万円
III. 製造業としての販売額		兆					億			百万円
IV. 卸・小売業としての販売額		兆					億			百万円
V. 飲食店としての販売額		兆					億			百万円
VI. その他の業（建設業、サービス業等）としての販売額		兆					億			百万円

※農家であってもジュースを工場・作業所で製造している場合、その分の販売額は清涼飲料製造業（「III. 製造業としての販売額」）として記入してください。

※商品を輸入して販売している場合は、IV. 卸・小売業としての販売額の欄に回答してください。ただし、医薬品を中身だけ輸入して、国内で容器に入れて販売している場合、その販売額は「IV. 卸・小売業としての販売額」ではなく、「III. 製造業としての販売額」の欄にご記入ください。

※製造小売業の販売額については、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に記入してください。ただし、小売するものが飲食料であって店内に飲食スペースがあり、飲食店業務が主業である場合は「V. 飲食店としての販売額」の欄に記入してください。

2 容器包装の利用又は製造等の形態について

◎貴社（あなた）が利用又は製造している容器包装（a.～h.）について、利用・製造等の形態（ア～ク）ごとに該当する記号すべてを選択して下さい。（貴社（あなた）の営む業務によっては同じ容器包装でも利用・製造等の形態が異なる場合がありますので、ここでは、それらすべてについてお答え下さい。）

◎次にその選択した記号の右側の『ご回答いただく設問』にお進みください。

＜回答欄について＞

（対象となる容器包装）

利用・製造等している容器包装材が回答欄の容器包装（a.～h.）に該当するかどうかは、別紙『記入上の注意』P5～7の「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照下さい。

（委託・受託の関係）

容器包装ごとに、容器自体や容器包装利用商品に関する受委託関係がない場合は、選択肢（ア～エ）のうち該当する記号を選択し、受委託関係がある場合は、選択肢（オ～ク）のうち該当する記号を選択して下さい。

注）受委託関係については、『記入上の注意』P8の「参考2 受託・委託関係にある場合の業務対象者について」をご参照下さい。

（複数の容器包装が付されている商品の扱い）

商品に複数の容器包装が付されている場合、各容器包装ごとに該当する容器包装利用・製造等の形態の記号を選択し、その指示に従って下さい。

（インプラントの扱い）

「インプラント」に関しては、別紙『記入上の注意』P2の「2 容器包装の利用又は製造等の形態について」（2）の※をご参照の上、特定容器利用事業者又は特定容器製造等事業者であるかの判断をして下さい。

注）インプラントとは、特定容器利用事業者が工場内で容器を製造している場合、例えば、プラスチック製フィルムを原反で購入した食料品メーカーが工場内でそれを基に製袋し、商品化している場合を指します。

【2 回答欄（容器包装別／容器包装利用・製造等の形態別チェックシート）】

貴社（あなた）の容器包装利用・製造等の形態（ア～ク）で該当するものすべてを選択してください。次に右の欄で、形態ごとにあてはまる容器包装の種類（a～h）すべてにチェックを付けて下さい。

左で選択した容器包装の利用・製造等の形態において、あてはまる容器包装（a.～h.）すべてにチェックした上で、該当する形態ごとに、欄外右の『ご回答いただく設問』で示された設問にお進みください。

容器包装利用・製造等の形態 (ア～クのうち該当するものすべてを選択してください。)		利用・製造等している容器包装の種類							
		a. ガラス びん (無色)	b. ガラス びん (茶色)	c. ガラス びん (a. b. 以外)	d. ペット ボトル	e. 紙製 容器	f. プラスチック製 容器	g. 紙製 包装	h. プラスチック製 包装
委託・受託の関係がない商品	ア 自ら製造又は輸入した商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、包装に包まれた商品を、輸入している。	a ☐	b ☐	c ☐	d ☐	e ☐	f ☐	g ☐	h ☐
	イ 自ら製造又は輸入した商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、容器に入れられた商品を、輸入している。	a ☐	b ☐	c ☐	d ☐	e ☐	f ☐	/	/
	ウ 容器を、製造又は輸入している。	a ☐	b ☐	c ☐	d ☐	e ☐	f ☐	/	/
	エ 上記ア～ウ以外【容器の利用・製造・輸入は行っていない。容器の 装材の製造・輸入のみを行っている。等】	a ☐	b ☐	c ☐	d ☐	e ☐	f ☐	/	/
委託・受託の関係がある商品	オ 商品の容器包装への充填や梱包のみについて委託があり、 その委託者である。（充填委託）※『記注』P8の2.(1)Aに該当 又は、商品の容器包装への充填や梱包に加え、 中身商品の製造・輸入や、販売について委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。 （プライベートブランド等）※『記注』P8の2.(1)Bに該当 又は、包装に包まれた商品の輸入について委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。	a ☐	b ☐	c ☐	d ☐	e ☐	f ☐	g ☐	h ☐
	カ 容器に入れられた商品の輸入について委託があり、 容器の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。	a ☐	b ☐	c ☐	d ☐	e ☐	f ☐	/	/
	キ 容器の製造又は輸入について委託があり、 受託者である（容器利用事業者の委託の場合）又は、容器の 素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ（容器利用事業者 以外の委託の場合）。※『記注』P8の2.(1)(2)Bに該当	a ☐	b ☐	c ☐	d ☐	e ☐	f ☐	/	/
	ク 受委託関係にあるが、上記オ～キに該当しない。	a ☐	b ☐	c ☐	d ☐	e ☐	f ☐	/	/

『ご回答いただく設問』

（ア～クのうち複数に該当する場合、
複数の設問にお進みいただくこともあります。）

→ P4～6の **3-1** へ

→ P6～7の **3-2** へ

→ P8の **4** へ

→ この先の質問に回答する
必要はございません。

→ P4～6の **3-1** へ

→ P6～7の **3-2** へ

→ P8の **4** へ

→ この先の質問に回答する
必要はございません。

3 容器包装の利用の量及び販売額

◎「2 容器包装の利用又は製造等の形態について」でア、イ、オ、カの欄でチェックした容器包装について、容器包装を利用している商品の業種ごとに本設問にお答え下さい。

(業種)

○あてはまる業種ごとに1つの回答欄を使ってお答えください。業種欄を1つだけ選び、業種が複数ある場合は次頁も使用し、業種の数だけ欄をご記入ください。

○業種は容器包装を付すのが商品の製造・輸入段階である場合、商品が食料品であれば「1. 食料品」、医薬品であれば「5. 医薬品」というように商品から見た業種を「1. 食料品」～「6. 化粧品等」及び「8. その他」から選択してください。一方、容器包装を付すのが小売段階である場合は、その商品の種類にかかわらず「7. 小売業」を選択してください。

例：主たる業が卸売業や小売業で、びん入りワインを輸入している場合、そのびんの業種は「3. 酒類」になります。一方、そのワインの消費者への販売時にレジ袋を付した場合、その袋の業種は「7. 小売業」になります。そのどちらも行っている場合、「3. 酒類」と「7. 小売業」どちらも当てはまり、欄を2つ使って別々に回答することになります。



①：容器包装利用商品販売額	- 容器包装を利用している商品の販売額（輸出分を含む）をご記入ください。 - 金額は消費税を含めた金額、酒税、たばこ税を抜いた金額をご記入ください。（百万円未満四捨五入）。 1つの商品に複数種類の容器包装を利用している場合、各容器包装ごとに商品販売額の全額をご記入ください。（例：ふた・ラベルがプラスチック製のペットボトルの商品販売額が100万円の場合、dとfの①にそれぞれ1を記入してください） - この調査により報告された記入内容は、本回答欄に限らず全欄において、統計上により秘密が保護されます。
②：輸出品利用量	輸出品に利用している容器包装の量を指します。
③：国内利用量	国内出荷商品に利用している容器包装の量を指します。
④：自主回収認定容器利用量	利用事業が自主的に回収している容器のうち、おおむね90%の回収率を達成しており、法第18条に基づき主務大臣による認定を受けた容器の量を指します（現時点で認定されているのは、一升びん、牛乳びん、ビールびん等です）。
⑦：③-④-⑥のうち業務用出荷容器包装量	- 容器包装利用のうち最終的に業務用に出荷される商品に付す容器包装の量を指します。ただし、業務用に出荷される商品に利用している容器包装の量のうち、⑥：自主回収認定容器分を除く容器包装回収量に該当する分がある場合は、その分（業務用容器包装回収量）を差し引いた量を記入してください。 ※正確な値がわからない場合は概数をご記入いただければ結構です。
⑧：家庭系排出比率	家庭から容器包装廃棄物として排出されることが見込まれる量の割合（⑤から⑥及び⑦を差し引いた量が⑤の何%程度になるか）を指します。⑥及び⑦がわからない場合は、およその数値を記入して下さい。

3-1 容器包装の利用の量及び販売額

※正確な値がわからない場合は概数をご記入いただければ結構です。
※金額の単位は百万円です。（百万円未満は四捨五入）

◎2の回答欄（チェックシート）でア、オのいずれかの欄又は両方に欄にチェックを付けた方は、あてはまる業種ごとに1つの表を使ってお答えください。

回答欄	商品から見た業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけチェックし)	容器包装の種類	①：容器包装利用商品販売額	②：輸出品利用量(kg)	③：国内利用量(kg) ※中身重量は含みません（他の欄も同様）	④：自主回収認定容器利用量(kg)	⑤：容器包装利用量(③-④)(kg) ※③-④の値が入ります	⑥：自主回収認定容器分を除く容器包装回収量(kg)	⑦：③-④-⑥のうち業務用出荷容器包装量(kg)	⑧：家庭系排出比率(%) ⑥、⑦がわからない場合は⑧欄に記入して下さい
3-1	☐ 1. 食料品 ☐ 2. 清涼飲料 ☐ 3. 酒類 ☐ 4. 油脂加工 ☐ 5. 医薬品 ☐ 6. 化粧品等 ☐ 7. 小売業 ☐ 8. その他 (1つだけ)	a. ガラスびん（無色）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん（茶色）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん（a. b以外）	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		g. 紙製包装			kg			kg	kg	%
		h. プラスチック製包装			kg			kg	kg	%

回答欄	商品から見た業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけチェックし)	容器包装の種類	①：容器包装 利用商品 販売額 (百万円)	②：輸出品 利用量(kg)	③：国内 利用量(kg) ※中身重量は含みません(他の欄も同様)	④：自主回収 認定容器 利用量(kg)	⑤：容器包装 利用量 (③-④)(kg) ※③-④の値が入ります。	⑥：自主回収 認定容器分を 除く容器包装 回収量(kg)		⑦：③-④-⑥の うち業務用 出荷容器 包装量(kg)		⑧：⑥⑦がわからない場合は ⑧欄に記入して下さい ↓ ⑨：家庭系 排出比率(%)				
3 1	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他 (1つだけ)	a. ガラスびん (無色)				kg		kg		kg		kg		%		
		b. ガラスびん (茶色)					kg		kg		kg		kg		%	
		c. ガラスびん (a. b以外)					kg		kg		kg		kg		%	
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)					kg				kg		kg		%	
		e. 紙製容器				kg		kg		kg		kg		kg		%
		f. プラスチック製容器				kg		kg				kg		kg		%
		g. 紙製包装					kg				kg		kg		%	
		h. プラスチック製包装								kg		kg		kg		%
		3 1	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他 (1つだけ)	a. ガラスびん (無色)				kg		kg		kg		kg		%
b. ガラスびん (茶色)							kg		kg		kg		kg		%	
c. ガラスびん (a. b以外)							kg		kg		kg		kg		%	
d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)							kg				kg		kg		%	
e. 紙製容器						kg		kg		kg		kg		kg		%
f. プラスチック製容器						kg		kg		kg		kg		kg		%
g. 紙製包装							kg				kg		kg		%	
h. プラスチック製包装							kg				kg		kg		%	
3 1	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他 (1つだけ)			a. ガラスびん (無色)				kg		kg		kg		kg		%
		b. ガラスびん (茶色)					kg		kg		kg		kg		%	
		c. ガラスびん (a. b以外)					kg		kg		kg		kg		%	
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)					kg				kg		kg		%	
		e. 紙製容器				kg		kg		kg		kg		kg		%
		f. プラスチック製容器				kg		kg		kg		kg		kg		%
		g. 紙製包装					kg				kg		kg		%	
		h. プラスチック製包装					kg				kg		kg		%	

回答欄	商品から見た業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけチェックし)	容器包装の種類	①：容器包装利用商品販売額 (百万円)		②：輸出品利用量(kg)		③：国内利用量(kg) ※中身重量は含みません(他の欄も同様)		④：自主回収認定容器利用量(kg)		⑤：容器包装利用量(③-④)(kg) ※③-④の値が入ります。		⑥：自主回収認定容器分を除く容器包装回収量(kg)		⑦：③-④-⑥のうち業務用出荷容器包装量(kg)		⑧：家庭系排出比率(%) ↓	
3 1	☐ 1.食料品	a. ガラスびん(無色)		百万円				kg				kg		kg		kg		%
	☐ 2.清涼飲料等	b. ガラスびん(茶色)		百万円				kg				kg		kg		kg		%
	☐ 3.酒類	c. ガラスびん(a. b以外)		百万円				kg				kg		kg		kg		%
	☐ 4.油脂加工等	d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)		百万円				kg				kg		kg		kg		%
	☐ 5.医薬品	e. 紙製容器		百万円				kg				kg		kg		kg		%
	☐ 6.化粧品等	f. プラスチック製容器		百万円				kg				kg		kg		kg		%
	☐ 7.小売業	g. 紙製包装					kg					kg		kg		kg		%
	☐ 8.その他 (1つだけチェック)	h. プラスチック製包装					kg					kg		kg		kg		%

3-2 容器の利用の量及び販売額

※正確な値がわからない場合は概数をご記入いただければ結構です。
※金額の単位は百万円です。(百万円未満は四捨五入)

◎2の回答欄(チェックシート)でイ、力のいずれかの欄又は両方の欄にチェックを付けた場合は、あてはまる業種ごとに1つの表を使ってお答えください。

※輸入した商品の業種区分は、商品そのものの業種(ワイン輸入→酒類製造業→3にチェック)です。ここでは卸売業という業種はありません。

回答欄	商品から見た業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけチェックし)	容器の種類	①：容器包装利用商品販売額 (百万円)		②：輸出品利用量(kg)		③：国内利用量(kg) ※中身重量は含みません(他の欄も同様)		④：自主回収認定容器利用量(kg)		⑤：容器包装利用量(③-④)(kg) ※③-④の値が入ります。		⑥：自主回収認定容器分を除く容器包装回収量(kg)		⑦：③-④-⑥のうち業務用出荷容器包装量(kg)		⑧：家庭系排出比率(%) ↓	
3 2	☐ 1.食料品	a. ガラスびん(無色)		百万円				kg				kg		kg		kg		%
	☐ 2.清涼飲料等	b. ガラスびん(茶色)		百万円				kg				kg		kg		kg		%
	☐ 3.酒類	c. ガラスびん(a. b以外)		百万円				kg				kg		kg		kg		%
	☐ 4.油脂加工等	d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)		百万円				kg				kg		kg		kg		%
	☐ 5.医薬品	e. 紙製容器		百万円				kg				kg		kg		kg		%
	☐ 6.化粧品等	f. プラスチック製容器		百万円				kg				kg		kg		kg		%

回答欄	商品から見た業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけチェック)	容器の種類	⑥、⑦がわからない場合は⑧欄に記入して下さい									
			①：容器包装 利用商品 販売額 (百万円)	②：輸出品 利用量(kg)	③：国内 利用量(kg) ※中身重量は含みません(他の欄も同様)	④：自主回収 認定容器 利用量(kg)	⑤：容器包装 利用量 (③-④)(kg) ※③-④の値が入ります。	⑥：自主回収 認定容器分を 除く容器包装 回収量(kg)	⑦：③-④-⑥の うち業務用 出荷容器 包装量(kg)	⑧：家庭系 排出比率(%)		
3 2	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他 (1つだけ チェック)	a. ガラスびん(無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん(茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん(a. b以外)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg			kg	kg	kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
3 2	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他 (1つだけ チェック)	a. ガラスびん(無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん(茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん(a. b以外)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg			kg	kg	kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
3 2	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他 (1つだけ チェック)	a. ガラスびん(無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん(茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん(a. b以外)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg			kg	kg	kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
3 2	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他 (1つだけ チェック)	a. ガラスびん(無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん(茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん(a. b以外)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg			kg	kg	kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%

4 容器の製造等の量及び販売額

◎「2 容器包装の利用又は製造等の形態について」でウ、キの欄にチェックを付けた方は、本設問にお答え下さい。

◎商品を自ら製造又は輸入した容器に入れて販売(出荷)している場合や、容器に入った商品を輸入して販売(出荷)している場合(2でイ、カの欄にチェックを付けた場合)には、3-2の方にご回答いただいておりますので、その容器について、下表に記入していただく必要はありません。

(業種)

○容器の出荷対象業種(最終商品を容器に入れる業種)についてあてはまる業種ごとに1つの欄を使ってお答えください。

※正確な値がわからない場合は概数をご記入いただければ結構です。
※金額の単位は百万円です。(百万円未満は四捨五入)

①：容器の販売額	・ 輸出分も含めます(百万円未満四捨五入)。消費税を含めた額を記入して下さい。
③：回収容器量	・ ②：国内出荷量のうち自ら又は他者に委託して回収している場合に、回収した容器の量を記入して下さい。なお、他者に委託することなく、その他者が再商品化した原料を購入している場合は含めません。
④：②-③のうち業務用出荷容器量	・ ②：国内出荷量のうち最終的に業務用に出荷される商品に利用される容器の量が判明している場合にのみ記入して下さい。ただし、業務用に出荷される商品に利用している容器の量のうち、③：回収容器量に該当する分がある場合は、その分(業務用容器包装回収量)を差し引いた量を記入して下さい。なお、④：②-③のうち業務用出荷容器量を把握していない場合には、記入する必要はありません。

回答欄	出荷対象業種 (容器に入れる商品の業種) [1つだけチェック]	容器の種類	単位		a. ガラスびん (無色)	b. ガラスびん (茶色)	c. ガラスびん (a, b以外)	d. ペットボトル (飲料、しょうゆ、 しょうゆ加工品等、 酒用)	e. 紙製容器	f. プラスチック 製容器
4	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他		①：容器の販売額(百万円)							
			②：国内出荷量(kg)							
			③：回収容器量(kg)							
			④：②-③のうち業務用出荷容器量(kg)							
4	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他		①：容器の販売額(百万円)							
			②：国内出荷量(kg)							
			③：回収容器量(kg)							
			④：②-③のうち業務用出荷容器量(kg)							
4	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他		①：容器の販売額(百万円)							
			②：国内出荷量(kg)							
			③：回収容器量(kg)							
			④：②-③のうち業務用出荷容器量(kg)							
4	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他		①：容器の販売額(百万円)							
			②：国内出荷量(kg)							
			③：回収容器量(kg)							
			④：②-③のうち業務用出荷容器量(kg)							
4	☐ 1.食料品 ☐ 2.清涼飲料等 ☐ 3.酒類 ☐ 4.油脂加工等 ☐ 5.医薬品 ☐ 6.化粧品等 ☐ 7.小売業 ☐ 8.その他		①：容器の販売額(百万円)							
			②：国内出荷量(kg)							
			③：回収容器量(kg)							
			④：②-③のうち業務用出荷容器量(kg)							